

町屋や土蔵など 10 件が、国の登録有形文化財(建造物)へ

令和6年11月22日(金)、国の文化審議会(会長 しまたにひろゆき 島谷弘幸)は、文部科学大臣に対し、次の文化財を文化財保護法第57条の規定により文化財登録原簿に登録するよう、答申を行う予定です。

1 答申予定の文化財建造物

- ・旧小野産婦人科医院(尾道市十四日元町)
- ・旧小林家住宅主屋(尾道市長江)
- ・伊原惣十郎家住宅主屋いはらそうじゅうろう / 伊原惣十郎家住宅離れ及び茶室 / 伊原惣十郎家住宅三階蔵 / 伊原惣十郎家住宅門及び塀(東広島市高屋町白市)
- ・大藤家住宅離座敷おおとう / 大藤家住宅釜場 / 大藤家住宅土蔵(東広島市高屋町白市)
- ・山中家住宅土蔵(廿日市市宮島町)

2 今後の予定

答申の3~6か月後に、登録原簿に登録予定。

3 文化財の概要

名称	建設年代等	構造、形式及び大きさ	登録基準
旧小野産婦人科医院	昭和13年/昭和40年代、令和5年改修	木造三階建、鉄板葺 建築面積100㎡	一 国土の歴史的景観に寄与しているもの

特徴など

尾道の中心部に位置する旧産婦人科医院。隅切した角地に建つ木造三階建てで、庇や付柱など直線的構成で角地を強調した外観が印象的な医院建築。現在は店舗等として活用。



旧小野産婦人科医院(左:南西側外観、右:3階和室)

名 称	建設年代等	構造、形式及び大きさ	登録基準
旧小林家住宅主屋	昭和8年／昭和45年頃増築	木造二階建、瓦葺 建築面積 172 m ²	一 国土の歴史的景観に寄与しているもの
特 徴 な ど			
<p>長江通り東側の石垣上に建ち、洋画家小林和作^{わさく}が晩年まで居住した主屋。二階はアトリエとして用い、西面に掃出窓を開けた眺望優れた主屋。現在は小林和作の遺品展示や交流施設として活用。</p>			



旧小林家住宅主屋（左：南側外観、右：1階の八畳間）

名 称	建設年代等	構造、形式及び大きさ	登録基準
伊原惣十郎家住宅主屋	明治4年頃	木造二階建、瓦葺 建築面積 319 m ²	一 国土の歴史的景観に寄与しているもの
伊原惣十郎家住宅離れ及び茶室	明治前期	木造平屋建、瓦葺 建築面積 74 m ²	二 造形の規範となっているもの
伊原惣十郎家住宅三階蔵	大正前期	土蔵造三階建、瓦葺 建築面積 23 m ²	一 国土の歴史的景観に寄与しているもの
伊原惣十郎家住宅門及び塀	明治前期	門：木造、瓦葺 間口 2.4m 塀：木造、瓦葺 総延長 13m	一 国土の歴史的景観に寄与しているもの

特 徴 な ど

白市の本町通りに南面する鋳物商の屋敷で、主屋、離れ及び茶室、三階蔵、門及び塀からなる。通りに面する主屋は2階建て入母屋造りで、一階出格子に大振りの銚子金具を付す鋳物商らしい町家。主屋の北東に位置する離れは南を式台とした三室の続き間座敷で、西に縁を付す。四畳半の茶室とともに上質なつくり。主屋の北東に位置する三階建ての家財蔵で鋳物商の繁栄を伝える。門は正面に石段を設けた、一間薬医門で、門口の板扉に八双金具を付す。主屋に連なり歴史的な景観をつくる。主屋は現在、飲食店として活用。



伊原惣十郎家住宅（左：主屋外観、右：離れ外観）

名 称	建設年代等	構造、形式及び大きさ	登録基準
大藤家住宅離座敷	昭和4年頃	木造二階建、瓦葺 建築面積 76 m ²	二 造形の規範となっているもの
大藤家住宅釜場	昭和4年頃	木造平屋建、瓦葺 建築面積 93 m ²	一 国土の歴史的景観に寄与しているもの
大藤家住宅土蔵	江戸末期	土蔵造二階建、瓦葺 建築面積 20 m ²	一 国土の歴史的景観に寄与しているもの
特 徴 な ど			
<p>白市中心部に位置する旧酒造業の屋敷。既登録の主屋の西に建つ離れ座敷、釜場、土蔵からなる。離れ座敷は二階建てで主屋と二階建ての渡廊下で接続。二階は東西の続き間座敷を配し、端正なつくり。主屋の北西に位置する釜場は、平屋建てで南面東寄りを吹放ちとする。醸造用の半地下の釜場などを残し、酒造業の様相を伝える。土蔵は家財蔵で窓少なく重厚な外観で敷地西方の歴史的な景観を形成。</p>			



大藤家住宅（左：離座敷外観、右：釜場外観）

名 称	建設年代等	構造、形式及び大きさ	登録基準
山中家住宅土蔵	明治2年／平成16年改修	土蔵造二階建、瓦葺 建築面積 61 m ²	一 国土の歴史的景観に寄与しているもの
特 徴 な ど			
<p>宮島の東町にある旧呉服商の家財蔵。一階は土間、二階は板敷で中央に独立柱を立て、小屋組は登り梁形式。正面に家紋を付し、呉服商の繁栄を伝える重厚な土蔵。</p>			



山中家住宅土蔵（左：正面及び側面外観、右：中2階の納戸）

登録有形文化財（建造物）とは

建築後50年を経過した歴史的建造物のうち、一定の評価を得たものを文化財として登録するもので、届出制という緩やかな規制を通じて保存が図られ、活用が促されています。

<登録基準>

- 一 国土の歴史的景観に寄与しているもの
- 二 造形の規範となっているもの
- 三 再現することが容易でないもの

県内所在 国指定・県指定文化財等件数一覧

官報告示後

国指定文化財			県指定文化財		合計	
種別(種類)	件数	種別(種類)	件数			
国宝	建造物	7			7	
	絵画	2			2	
	工芸品	16			16	
	書跡・典籍・古文書	1			1	
小計	26			26		
重要文化財	建造物	59	重要文化財	建造物	45	104
	絵画	11		絵画	51	62
	彫刻	44		彫刻	94	138
	工芸品	61		工芸品	55	116
	書跡・典籍・古文書	20		書跡・典籍・古文書	51	71
	考古資料	5		考古資料	18	23
	歴史資料	5		歴史資料	4	9
小計	205	小計	318	523		
重要無形文化財	0	無形文化財	2	2		
重要有形民俗文化財	7	有形民俗文化財	5	12		
重要無形民俗文化財	4	無形民俗文化財	67	71		
記念物	特別史跡・特別名勝	1	記念物			1
	特別史跡	1				1
	特別名勝	1				1
	特別天然記念物	2				2
	史跡	29		史跡	125	154
	名勝	7		名勝	6	13
	天然記念物	15		天然記念物	115	130
		名勝天然記念物	1	1		
小計	56	小計	247	303		
重要伝統的建造物群	4			4		
合計	302	合計	639	941		

国 記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財	11	
国 選定保存技術	2	
国 登録文化財	登録有形文化財	311 (+10)
	登録有形民俗文化財	1
	登録記念物	3

※1 網かけ部分が、今回答申される文化財に係る部分である。

※2 件数は、今回の登録をした後のものである。()は変更件数。